

物 件 調 書					
所在地	古河市古河字鹿養道南 581 番 9				
土地の表示	地目	地積 (㎡)	形状		
	宅地	152.86	公図・地積測量図参照		
予定価格	9,780,000円				
敷地と道路の関係	北側約 7.28m が道路台帳幅員約 4m の舗装済市道 (古河市道 0294 線) に概ね等高に面する。				
法令等の主な制限	都市計画法	都市計画区域・市街化区域 第二種中高層住居専用地域			
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%
		建築基準法第 22 条区域			
浸水指定	古河市ハザードマップに記載 (浸水想定区域 0.5m~3.0m)				
供給処理施設の状況	種類	事業所名	電話番号		
	電気	東京電力(株)	-		
	上水道	古河市水道課	0280-76-3780		
	公共下水道	古河市下水道課	0280-76-1511		
	ガス	個別プロパンガス	-		
	※落札者は各事業者と協議すること				
交通機関	鉄道	JR 宇都宮線古河駅 約 750m (道路距離)			
公共施設等	古河市立古河第二小学校		約 700m		
	古河市立古河第三中学校		約 1.0km		
	古河市役所・古河庁舎		約 1.2km		

(特記事項)

- ① 申込者は特記事項の内容を確認し、納得したうえで申込を行うこと。
- ② 本件財産の引き渡しについて、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- ③ 落札者は、契約締結後に、契約の内容に適合しないものを発見しても古河市に対し、異議申し立て、損害賠償請求、契約解除、修補等履行の追完請求、代金減額請求等の一切の法的請求（契約不適合責任の追及）をなし得ないものとする。

(地中埋設物及び地盤)

- ① 地中埋設物については、過去は戸建住宅であり、その後相当期間現在の通り未利用地と思慮されることから、地下に最有効使用を妨げるような構造物が埋設されている可能性は低いと判断されるが、浄化槽程度のサイズの穴が確認されている。埋設物が発見され撤去が必要な場合は、落札者の費用負担において、残置物を撤去すること。
- ② 地上に建物や工作物を建築する際には、地盤について確認し、地盤改良等が必要となった場合は、落札者の費用負担により実施する。

(土壌汚染)

本件財産について、土壌汚染の調査をせずに売払いを行うため、売買契約締結後における土壌汚染の調査費用や土壌汚染が確認された場合の浄化対策費用は落札者の費用負担により行うこと。なお、本件財産は、公告時点において、土壌汚染対策法に基づく「指定区域」に該当しない。

(埋蔵文化財)

本件財産は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。ただし、埋蔵文化財等が出土した場合は、古河市教育委員会へその後の対応について確認をとること。また、その時点での埋蔵文化財の調査費用や発掘費用については落札者の負担により行うこと。

(電柱)

本件財産の地上及び地中に存在する電柱や電線等の設備を移設する場合の手続きや費用については落札者の負担により行い、設備事業者と詳細協議を行うこととする。

(地上にある工作物等)

本件財産の地上に存在する土管、樹木について、撤去及び処分する場合の手続きや費用は落札者の負担により行うこと。

(給水設備・排水設備)

新たな箇所給排水設備を引込する施工について、手続きや費用は落札者の負担により行い、古河市への届出等の必要な手続きをとること。

(関係法令による規制)

都市計画法、建築基準法、景観法等各種関係法令による規制を申込者は事前に確認のうえ本件財産の売買契約を締結すること。

〈確認先〉都市計画法、景観法…古河市都市計画課

建築基準法、建築確認、建築制限、開発許可…古河市建築指導課